

(健Ⅱ330F)
令和3年9月28日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症による死亡事案の把握の徹底について

今般、厚生労働省より、標記の事務連絡が各都道府県等衛生主管部(局)宛なされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、自宅療養中に新型コロナウイルス感染症により死亡する事案が発生していることを踏まえ、医療機関に対し、自宅療養中の陽性患者への健康観察等による状況把握、及び当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む)の感染症法に基づく届出の徹底を改めてお願いするものです。

また、死亡事案届出に当たって、HER-SYS上の「現在のステータス」を「死亡」とした上で、死亡日付と死亡場所を入力する取扱いについても、改めて依頼しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

HER-SYS 簡易操作マニュアル(医療機関向け)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000827145.pdf>

※自治体向け事務連絡記載のURLでは、ページが正しく表示されないため、同事務連絡とは別のURLを記載しております

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 24 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症による死亡事案の把握の徹底について

新型コロナウイルス感染症による死亡事案の把握の徹底につきまして、今般、別添事務連絡を発出いたしました。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症による死亡事案の把握の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策を講じるに当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査や、感染症法第12条に基づく医師による届出等を通じた情報収集を進め、感染症の発生の状況・動向を把握することとしています。

今般、自宅療養中に新型コロナウイルス感染症により死亡する事案が発生しているところ、自宅療養中の陽性患者への健康観察等により、当該患者の状況を適切に把握するよう、改めてお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案等した医師（監察医を含む。）についても、感染症法第12条に基づく届出義務の対象に含まれますので、改めて同条に基づく届出を徹底していただくよう、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

加えて、上記の場合も含め、新型コロナウイルス感染症による死亡事案を把握した際には、HER-SYS上の「現在のステータス」を「死亡」とした上で、死亡日付と死亡場所を入力する取扱いを徹底していただくよう、改めてお願いいたします。

なお、本事務連絡は、HER-SYSへの入力による保健所への届出の運用を変更するものではありませんので、念のため申し添えます。

（参考1）HER-SYS 簡易操作マニュアル（医療機関向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000777812.pdf>

（参考2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別

その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 （略）

2～7 （略）

8 第一項から第五項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について準用する。